慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	交詢社と自由民権運動 : 基礎研究の視点から
Sub Title	The Meiji Democratic Rights Movement and Kojyun-sha: a preliminary research
Author	福井, 淳(Fukui, Atsushi)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2005
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). No.22 (2005.) ,p.103- 131
JaLC DOI	
Abstract	交詢社は「互二知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スル」ことを目的として、一八八○ (明治一三)年一月二五日に結成された日本初の社交クラブである。しかし、折しも自由民権運動の高揚期であり、結成直後に『朝野新聞』が「府下にて政談を為す嚶鳴社交詢社…」(二月七日付雑報)と報じたように、当初から自由民権運動の一翼を担うとの世評があった。実際、三田演説会などを生んだ福沢諭吉が最高位の役員たる常議員議長に就いて陣頭指揮し、常議員にも藤田茂吉・矢野文雄・箕浦勝人ら民権家として鐸々たる門下生たちが並ぶ姿は、福沢的民権論を実践する運動体とみなされてもいたしかたがない側面があった。福沢は、結成間もない二月九日の芝青松寺の小会で、政談が盛んなこの時期ゆえ交詢社を「政談会社ト思フモノモアラン」とか、= 種ノ政党ト誤認スルモ計リ難シ」と危惧する演説を行い(『交詢雑誌』第四号、八○年三月五日付、「小会記事」)、その後八二年四月二二日の明治会堂での第三回交詢大会でも「政党八政党ナリ交詢社八交詢社ナリ」とその違いを強調する演説を行って、世評を強く否定している(『交詢雑誌』第八二号、八二年五月五日付、「福沢諭吉君演説ノ記」)。ただし、そうはいっても、福沢も「筍モ社員タル人物二シテ政治ノ思想ナキモノアランヤ」として、社外での「時ト処ト法トヲ誤ルナキ」関与は当然のこととして奨励した(『交詢雑誌』第三七号、八一年二月五日付、紀年会「演説」)。事実、交詢社副規則は、毎年の大会、年四回の小会において「政事二関スル問題ヲ議決スルコトヲ得ズ」と公的な会合での政談を禁じる(第二章第一九款) 一方で、交詢社社則は、「重要ノ時事二付疑問アル社員」による「演説討論」の催しを常議員長の許可によって認める(第五条第八節)こと、すなわち政治的な「演説討論ノ私会」(第五条第九節)の開催を許したのである。さらに「知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スル」回路として機関誌『交詢雑誌』を発刊し、「各社員本誌発出ノ旨趣ヲ了シ文

	学、法律、政治、経済、商買、工芸、農業、其他何事ニ限ラス其聞見スル所其講明スル所ヲ記シテ本局ニ送」るよう、政治も含めての情報や質問を全国の社員たちに促し(『交詢雑誌』第一号、八○年二月五日付、「緒言」)、また同誌に政論を掲げた。このように、交詢社はもちろん公然たる政治結社ではなかったが、社公認の私的会合で政談を許し、全国の政治的情報等は求め、発信する、いわば政治を内包する社交クラブ、というべきものであった。この複雑な構造が、結成当時から交詢社と自由民権運動の関係を分かりにくくさせてきた原因であったといえよう。さて、交詢社と民権運動の関係について言及した研究は「私擬憲法案」を扱ったものを中心に決して少なくないが、まとまった研究としては、発展する愛国社路線に「悼さすため」に創立され、その方向で全国的組織活動を進めたとする後藤靖氏の研究や民権期「交詢社員名簿」の作成があるにすぎない。また、交詢社編集・発行の『交詢社百年史』(一九八三年) は数少ない史料を駆使した労作ではあるが、通史である限界から民権運動に関する掘り下げは十分ではない。このように、交詢社と自由民権運動の関係についての研究はきわめて乏しいといわざるをえない。そこで本稿は、交詢社と民権運動の関係についての多くの明らかにすべき課題から、今後の研究の基礎となる問題をいくつか選択し、それらを努めて実証的に検討することを目的とする。史料としては『交詢雑誌』を中心に、時期と地域は結成された一八八○年から八二年にかけての草創期の東京での活動に絞り、当該テーマに迫ろうというものである。
Notes	特集・交詢社創立百二十五年
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20050000-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第二十二巻（二〇〇五年）
特集・交詢社創立百二十五年

交詢社と自由民権運動
――基礎研究の視点から――

福井　淳

はじめに

交詢社は「互ニ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スル」ことを目的として、一八八〇（明治一三）年一月二五日に結成された日本初の社交クラブである。

しかし、折しも自由民権運動の高揚期であり、結成直後に『朝野新聞』が「府下にて政談を為す嘆鳴社交詢社…」（二月七日付雑報）と報じたように、当初から自由民権運動の一翼を担うとの世評があった。実際、三田演説会などを生んだ福沢諭吉が最高位の役員たる常議員議長に就いて陣頭指揮し、常議員にも藤田茂吉・矢野文雄・箕浦勝人ら民権家として錚々たる門下生たちが並ぶ姿は、福沢的民権論を実践する運動体とみなされてもいたしかたがない側面があった。

福沢は、結成間もない二月九日の芝青松寺の小会で、政談が盛んなこの時期ゆえ交詢社を「政談会社ト思フモノモアラン」とか、「一種ノ政党ト誤認スルモ計リ難シ」と危惧する演説を行い（『交詢雑誌』第四号、八〇年三月五日付、「小会記事」）、その後八二年四月二二日の明治会堂での第三回交詢大会でも「政党ハ政党ナリ交詢社ハ交詢社ナリ」とその違いを強調する演説を行って、世評を強く否定している（『交詢雑誌』第八二号、八二年五月五日付、「福沢諭吉君演説ノ記」）。

ただし、そうはいっても、福沢も「苟モ社員タル人物ニシテ政治ノ思想ナキモノアランヤ」として、社外での「時ト処ト法トヲ誤ルナキ」関与は当然のこととして奨励した（『交詢雑誌』第三七号、八一年二月五日付、紀年会「演説」）。事実、交詢社副規則は、毎年の大会、年四回の小会において「政事ニ関スル問題ヲ議決スルコトヲ得ズ」と公的な会合での政談を禁じる（第二章第一九款）[1] 一方で、交詢社社則は、「重要ノ時事ニ付疑問アル社員」による「演説討論」の催しを常議員長の許可によって認める（第五条第八節）こと、すなわち政治的な「演説討論ノ私会」（第五条第九節）の開催を許したのである。[2] さらに「知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スル」回路として機関誌『交詢雑誌』を発刊し、「各社員本誌発出ノ旨趣ヲ了シ文学、法律、政治、経済、商買、工芸、農業、其他何事ニ限ラス其聞見スル所其講明スル所ヲ記シテ本局ニ送」るよう、政治も含めての情報や質問を全国の社員たちに促し（『交詢雑誌』第一号、八〇年二月五日付、「緒言」）、また同誌に政論を掲げた。

このように、交詢社はもちろん公然たる政治結社ではなかったが、社公認の私的会合で政談を許し、全国の政治的情報等は求め、発信する、いわば政治を内包する社交クラブ、というべきものであった。この複雑な構造が、結成当時から交詢社と自由民権運動の関係を分かりにくくさせてきた原因であったといえよう。

さて、交詢社と民権運動の関係について言及した研究は「私擬憲法案」を扱ったものを中心に決して少なく

ないが、まとまった研究としては、発展する愛国社路線に「棹さすため」に創立され、その方向で全国的組織活動を進めたとする後藤靖氏の研究や民権期「交詢社員名簿」の作成[3]があるにすぎない。また、交詢社編集・発行の『交詢社百年史』（一九八三年）は数少ない史料を駆使した労作ではあるが、通史である限界から民権運動に関する掘り下げは十分ではない。このように、交詢社と自由民権運動の関係についての研究はきわめて乏しいといわざるをえない。

そこで本稿は、交詢社と民権運動の関係についての多くの明らかにすべき課題から、今後の研究の基礎となる問題をいくつか選択し、それらを努めて実証的に検討することを目的とする。史料としては『交詢雑誌』を中心に、時期と地域は結成された一八八〇年から八二年にかけての草創期の東京での活動に絞り、当該テーマに迫ろうというものである。

一　交詢社員と都市民権結社

交詢社が誕生した首都東京の都市部には、一八八四（明治一七）年までに約一五〇の民権結社が誕生しており、全国でも高知県とともに民権結社運動のメッカであったといえよう。なかでも、慶應義塾系（三田派）と沼間守一・島田三郎らの嚶鳴社系の知識人を中心とした結社群が大きく展開し[4]、それに小野梓・岩崎小二郎らの共存同衆、馬場辰猪・末広重恭らの国友会といった結社が加わって運動を主導していた。

こうした民権運動の只中に生まれた交詢社には、当然多くの民権結社員が入社し、また逆に交詢社員となった者が民権結社に加わっていった。この東京の主要民権結社と交詢社員の関係を示したものが表一である。

表一　東京の主要民権結社の初期交詢社員（一八八〇年～八二年）

氏名	交詢社 入社	交詢社 退社	交詢社 役員	慶應義塾系結社 三田演説会	慶應義塾系結社 三田政談会	慶應義塾系結社 明治政談演説会	慶應義塾系結社 経世社	慶應義塾系結社 豈好同盟	慶應義塾系結社 東洋議政会	嚶鳴社	共存同衆	国友会	職業
福沢諭吉	八〇年		常議員長 八〇年～	○			客員						
小幡篤次郎	八〇年		常議員兼幹事 八〇年～	○									交詢社幹事
犬養　毅	八〇年		常議員 八二年～	○	○	○		○	○				報知社員
藤田茂吉	八〇年		常議員 八〇年～	○	○	○		○	○				報知社主幹
波多野承五郎	八〇年		常議員 八一年～	○	○	○							時事新報社員
森下岩楠	八〇年		常議員 八一年～	○	○	○							時事新報社員
箕浦勝人	八〇年		常議員 八〇年～八一年、八二年～	○	○				○				
津田純一	八〇年		常議員 八一年～	○		○							法律学士
矢野文雄	八〇年		常議員 八〇年～	○					○				報知新聞社主
阿部泰蔵	八〇年		常議員 八〇年～	○									明治生命頭取
中上川彦次郎	八〇年		常議員 八〇年～	○									時事新報社主

馬場辰猪	八〇年		常議員 八〇年～		○						○	○	法律学士
岩崎小二郎	八〇年	八一年	常議員 八〇年～ 八一年								○		大蔵書記官
江木高遠	八〇年	八〇年	常議員 八〇年	外員							○		外務書記官
小野　梓	八〇年		常議員 八〇年～								○		会計検査院検査官
菊池大麓	八〇年		常議員 八〇年～								○		大学理学部教授
門野幾之進	八〇年			○	○	○	○						慶應義塾教員
北川礼弼	八一年			○		○	○						英学者
鎌田栄吉	八〇年			○	○	○	○						慶應義塾教員
本多孫四郎	八〇年			○	○	○						○	政談社員
岡崎亀雄	八〇年			○	○	○							時事新報社員
林　欽亮	八〇年	八一年		○	○	○							政談社員
南摩昇次郎	八二年			○	○								
枝元長辰	八〇年			○		○		○	○				
牛場卓蔵	八〇年			○		○							
奥平昌邁	八〇年	八一年		○		○					○		華族
久代孝次郎	八二年			○		○	○						英学者
高島小金治	八〇年			○		○	○						慶應義塾教員
矢田　績	八一年			○		○	○						慶應義塾教員
渡部久馬八	八〇年			○		○	○						英学者
雨山達也	八〇年			○		○	○		○				慶應義塾教員
村田　豊	八〇年			○			○						英学者
平賀　敏	八一年			○			○						英学者
浜野定四郎	八〇年			○			客員						慶應義塾校長
坂井次永	八〇年			○				○					太政官御用掛

氏名	交詢社			慶應義塾系結社								職業
	入社	退社	役員	三田演説会	三田政談会	明治政談演説会	経世社	豈好同盟	東洋議政会	嚶鳴社	共存同衆	国友会	
矢野可宗	八二年			○				○	○				
奥田直之助	八〇年							○	○				英学者
尾崎行雄	八〇年			○					○		○		報知社員
草間時福	八〇年			○						○			
竹村良貞	八二年			○					○		○		英学者
片山哲二郎	八〇年	八一年		○									英学者
西河通徹	八〇年											○	自由新聞社員
永田一二	八〇年			○								○	
江口高達	八〇年				○								
原猪作	八〇年				○	○						○	英学者
猪飼麻次郎	八〇年				○	○							三菱会社役員
須田辰次郎	八〇年					○							時事新報社員
岡本貞烝	八〇年					○							交詢社役員
江口高邦	八〇年					○							
江口高寛	八〇年					○							英学者
村上　定	八〇年					○							
山田要三	八一年					○							慶應義塾・英学者
山崎程音	八一年						○	○					慶應義塾教員
波多野一	八〇年							○					
溝部惟幾	八〇年							○					
大江孝之	八〇年								○				
加藤政之助	八〇年								○				
本山彦一	八〇年								○				
桐原捨三	八一年								○				
松岡直忠	八〇年								○				
益田克徳	八〇年	八一年								○			東京海上支配人
関新吾	八一年	八一年								○			元老院御用掛

永井久一郎	八〇年	八二年								○			内務省御用掛
田中正造	八〇年									○			栃木県議
近藤巨摩	八〇年									○			千葉県官
浅井　洌	八〇年									○			長野県教員
金子堅太郎	八〇年	八一年								○	○		元老院書記官
岩崎弥之助	八〇年										○		三菱会社副社長
児玉淳一郎	八〇年	八一年									○		法律学士
長岡護美	八〇年										○		
子安　峻	八〇年	八二年									○		読売新聞社長
高橋一勝	八〇年										○		法学士
増島六一郎	八〇年										○		
山下雄太郎	八〇年										○		
戸波親信	八二年										○		三菱社員
赤羽四郎	八〇年	八一年										○	外務省書記生
土居光華	八〇年											客員	著訳者

注　後藤靖「自由民権期の交詢社名簿」を、福井淳「嚶鳴社の構造的研究」（『歴史評論』四〇五、一九八四・一）、『小野梓全集』五（早稲田大学出版部、一九八二）、中嶋久人「都市民権派結社国友会の活動・構成」（『民衆史研究』三一、一九八六・一一）、『三田演説会資料　慶應義塾福沢研究センター資料(4)』（慶應義塾福沢研究センター、一九九一）、松崎欣一『三田演説会と慶應義塾系演説会』（慶應義塾大学出版会、一九九八）と対照。

慶應義塾系は、結成順に三田演説会・三田政談会・明治政談演説会・経世社・豈好同盟、そして立憲改進党結成をにらんで結成された東洋議政会まで六結社、それに嚶鳴社・共存同衆・国友会といった有力結社を加えた計九結社をここでは対象としたい。

第一に参加人数である。八〇年から八二年までにこの九社に七六人が参加していたことがわかる。結社別の参加人数は、慶應義塾系結社では三田演説会が三七人（含外員）、三田政談会が一五人、明治政談演説会が二七人、経世社が一三人（含客員）、豈好同盟が九人、東洋議政会が一四人となり、合計で延べ一一五人の多数

に上る。やはり規模も大きく歴史の古い三田演説会が圧倒的に多く、全体の三一パーセントを占める。また嚶鳴社が八人、共存同衆が一七人、国友会が七人（含客員）である。九社の総計は延べ一四七人となる。総計のうちの慶應義塾系結社は実に約七八パーセントを占めた。また全社中でも三田演説会が最も多く、約二五パーセントを占めた。これにより、交詢社中の民権結社参加者は、人数的には三田演説会を中心とした慶應義塾系結社が圧倒的で、その他嚶鳴社・共存同衆・国友会にも一定の参加者がみられた、といえよう。

第二に参加者の各結社での地位である。交詢社員は三田演説会を始めとする慶應義塾系結社の幹部級であった人物が多く、常議員長福沢諭吉・幹事小幡篤次郎を始め、犬養毅・藤田茂吉・波多野承五郎・箕浦勝人・矢野文雄・阿部泰蔵・中上川彦次郎ら常議員クラスの有力者や門野幾之進・鎌田栄吉・矢田績・尾崎行雄らが、各結社の中心にあって主導していた。共存同衆では、常議員小野梓・岩崎小二郎がその創立者であり、他に慶應義塾出身の常議員馬場辰猪、そして江木高遠も幹部であった。嚶鳴社では、交詢社の創立事務を手伝った草間時福や益田孝の弟である益田克徳が慶應義塾出身で、やはり幹部であった。国友会では馬場が中心人物の一人であった。全体としてみると、各結社の多くの枢要な人物が交詢社員であった、ということになろう。なお、嚶鳴社については逆に、社長の沼間守一を始め島田三郎・肥塚竜・青木匡といった『東京横浜毎日新聞』系の領袖たちがそろって交詢社に入社していないことに気づかされる。これは、彼らが慶應義塾出身ではなかったこともあるが、交詢社の矢野文雄・藤田茂吉ら『郵便報知新聞』系への対抗意識からであったと思われる。ちなみに『東京横浜毎日新聞』は交詢社の結成を一言も報じていない。立憲改進党への合流後の両派の対立を知るだけに、交詢社への未入社は興味深いものがある。

以上、多くの交詢社員が慶應義塾系結社を中心に東京の主要民権結社に参加し、またその多くが中心的位置

を占めたり、幹部であった。東京の自由民権運動に交詢社員が果たした役割は大きかったといえよう。もちろん、この表以外にも慶應系やその他の多くの大小結社があり、そこにも少なからず交詢社員はみられる。それらを含めると東京の民権結社全体との関わりはより大きく深いものがあった。それをさらに全国の民権結社にまで拡大するなら、交詢社員の関わりは巨大なものがあったことが想像されるのである。

二　交詢社社則・副規則と都市民権結社社則

交詢社員と民権結社に深い関係性があったのであれば、交詢社が民権結社から性格自体に影響を受けた可能性も十分にあるであろう。交詢社の結社としての基本的性格は、「交詢社社則」および「副規則」に端的に示されているといってよい。『交詢雑誌』第一号（八〇年二月五日付）の「交詢社創立事務委員報告」中「創立略史」によれば、社則は七九年九月二日の第一回創立準備会において、小幡篤次郎・小泉信吉・馬場辰猪・阿部泰蔵・矢野文雄を社則立案委員に選挙して二週間ほどで草案を起草し、四回の審議を経て三〇日に決定された。また事務規定や会合規則である副規則は、一〇月二日に阿部泰蔵・矢野文雄・馬場辰猪を副規則立案委員に選挙して、一二月六日から三回の審議を経て決定された。

では、その社則・副規則は具体的にはどのようにして起草されたのか。その経緯を知ることができる史料は残されていないが、当時慶應義塾教員であった鎌田栄吉の自伝は、「今日交詢社の規則位をつくるには二人か三人居たら直ぐ出来ますが、その時分には何もさういふ手本がないから西洋の本などを翻訳しては考へて見る。さうして隔晩位に寄つて議するのですが、それは中々大変なもので恰も堂々たる議会を開いて居るやうなつも

りで皆議論をして居る」[5]状態であったといい、『交詢社百年史』もこの自伝を用いている。しかし、鎌田自身は上記の社則立案委員・副規則立案委員のどちらにも入っていないのである。つまり、鎌田はその周辺にあって起草について耳に入れていた可能性はあるが、自伝のこの部分は自己の直接的体験を語ったものではない、という点には留意すべきであろう。

それでは当事者の証言はどのように起草を伝えているのか。両規則の立案委員の一人で、起草当時文部省官吏の阿部泰蔵は、『交詢雑誌』第二号（八〇年二月一五日付）に「交詢社役員選挙法ノ解」を掲げ、副規則第一章「事務規定」第一款の役員・委員・会頭等の選挙条項につき、「何故ニ」各員は定数のうちの半数だけを投票する独特なものであるのかを「異シミ」「問フ者」に回答している。そのなかで、「西洋諸国ノ代議政治」の弊害につき詳細に語り、それを改める案を挙げたのち、交詢社の選挙法はそれとも異なる「西洋諸国ニ行ハル、選挙法ト同シカラサル一新法」を採用したと誇っている（次章参照）。直接起草には触れていないが、この論説の内容から、起草に際して欧米の代議制度を参考に阿部などを中心に、鎌田のいう「堂々たる議会を開いて居るやうなつもりで皆議論」したことが想像されると同時に、交詢社独自の条文起草も心がけられたことが分かる。あるいは「一新法」の主唱者は、この論説を発表した阿部泰蔵その人であったのかも知れない。しかし、果たして「その時分には何もさういふ手本がない」状態で「西洋の本」に頼るばかりであったのであろうか。

実は、共存同衆・三田演説会・嚶鳴社といった東京の代表的民権結社は、交詢社の結成までにそれぞれ社則を制定していた。その社則は、啓蒙結社明六社の社則を大元としつつ、先行する結社社則に学んで模倣・継承するとともに、各社が独創性を加味して起草・制定したものであったが[6]、交詢社の規則についても、「西洋の

本」を参照したことも勿論あったにせよ、先行したこれら結社の社則に学んでいった点もあったのではないだろうか。以下、現存する四種類の交詢社社則の最終版（交詢社本）の条文[7]から事実関係を検討してみよう。

さて、結社の社則でとくに重視すべきは、①結社の目的の規定、②入社条項、③対外的禁止条項の三点である。①は趣意書や規則の冒頭に示され、結社の動機・理念・目的や活動大綱を示す最も重要な部分であり、②の入社条項は、いかなる人たちを、いかなる条件で同志としようとしたのか、③禁止条項は政府との関係においていかなる範囲で活動しようとしたのかを端的に示すものである。この四点について、最初の交詢社社則と明六社および三田演説会・共存同衆・嚶鳴社の社則を比較・対照したものが表二である。先に挙げた立案委員は、小幡が三田演説会、馬場が三田演説会・共存同衆、阿部が三田演説会、矢野が三田演説会・東洋議政会に参加し（表一参照）、また馬場は嚶鳴社の演説会に登壇したり、矢野も嚶鳴社結成直前の西南戦争時に沼間守一・島田三郎らと東京での連携の試みを持っていた[8]。つまりは規則の起草者は、社則の場合は五名のうち四名、副規則の場合は三名全員が三田演説会・共存同衆・嚶鳴社に参加していたり、または接点を持っていたことになるから、それら三社の社則の内容も熟知していたり、あるいは交詢社での起草にあたって目を通した可能性は高いのである。

まず、①の結社の目的の規定からみていこう。交詢社の目的の後半部分は「世務を諮詢する」という、社名の由来となった独特な表現であるが、前半の「互いに知識を交換」するという部分は、明六社の「異見（意見）を交換」するに類似し、「交換」という共通語が用いられている。共存同衆の「知識を恢弘」にする、あるいは嚶鳴社の「平生の所見を交換」する、も近い表現で、「知識」「交換」という共通語がみられる。

次に②の入社条項である。交詢社は「社員二名以上の紹介」により常議員に申込み、「同員衆議の上之を許

	交詢社社則（一八七九年九月）	明六社制規（一八七四年二月。七五年五月改定）	三田演説会規則（一八七四年六月頃までに制定）	共存同衆条例（一八七四年一二月。七七年七、八月改正。七八年一〇月再改正）	嚶鳴社社則（一八七八年一〇月）
結社目的の規定	社員たるもの互いに知識を交換し世務を諮詢する（第一条）	①我が国の教育を進めるため有志が会同し手段を商議する、また同志集会して異見を交換し知を広め識を明らかにする（第一条） ②同志集会して意見を交換し知を広め識を明らかにする（改定第一条）	社友を会し互いに演説・弁論の伎倆を研究して、旁ら見聞を開かん（序）	同志盍簪（＝会合）して務めて交際を親厚にし、知識を恢弘（広げて大きくする）にする（緒言）	同志盍簪して交誼を厚ふし知見を広め学識を長せんため、政治・学術事項を討論弁議し平生の所見を交換する（趣意部分）
入社条項	社員二名以上の紹介、常議員衆議の上許す（第四条第一節）	①社員一名に入社の旨を託す、会で入札し五分の三に至れば許す（第八条） ②社員一名に入社の旨を託す、会で入札し三分の二に	会員は集会の席で人を此会に薦むるの権あり、衆員四分の三を以て其容拒を決す（第五章第一条）	①衆員一名の押印依頼書、当日臨席の衆員の三分の二の可で許す（第一条） ②正員一名の手書依頼書、会同にて正員の投票で多数	社員一名若しくは二名の紹介、投票を為し多数の決議により許す（第二条）

					政府が発行する所の法律と相矛盾するなからん事を誓う（趣意部分）
				を以て許す（改正第一〇条） ③正員二名以上の署名せる依頼書、会同にて正員の投票で三分二以上の可を以て承認（再改正第一〇条）	
		至れば許す（改定第四条）			
対外的禁止条項	毎年の大会、年四回の小会では政事に関する問題を議決することを得ず（副規則〈七九年一二月頃制定〉の第二章第十九款）				

注『交詢社百年史』、『明治の思想と文化　大久保利謙歴史著作集6』（吉川弘文館、一九八八）、『三田演説会資料』、『小野梓全集』五、福井淳「嚶鳴社の構造的研究」より作成。なお、表記はひらがなに統一した。

す」である。明六社の場合も入社希望者は「一の社員に託」して「其旨を社長に通す」とあるから、社員である紹介者が一人必要であったと理解でき、さらに社員の投票により五分の三（改定では三分の二）の賛成を条件とした。三田演説会も、会員の「薦むるの権」は紹介に近いものであり、衆員の四分の三の賛成を必要とした。以下、共存同衆・嚶鳴社も構成員一、二人の紹介と投票による多数決であった。つまり、どの結社も入社にあたっては必ず社員の紹介と社員たちの大きな賛成が必要であったことで共通していた。このように入社に

条件を付すことは、地域の民権結社にはほとんどみられず、一方都市の結社にはほぼ共通してみられる大きな特徴の一つであったが、それは都市知識人の少数精鋭主義とその裏返しとしての閉鎖性の表現でもあった。[9]

最後に③の対外的禁止条項である。交詢社は副規則において大会・小会で「政事に関する問題」を議決できない、としている。これは交詢社の性格をよく表した独特な表現といえよう。しかし、社則ではなく細則である副規則に盛り込んだということと、あくまで議決に限った点からみて、社としては公的に政治的意思表明はしない、という意味であったことは、すでに触れたように社則で「演説討論ノ私会」を定めていることから明らかであろう。そして、嚶鳴社が法律と矛盾した活動＝政府批判などの政治活動を行わないと誓うこととも、結社への政府の弾圧をできるだけ避けようという意識において共通していたといえよう。

以上、交詢社社則・副規則に示された結社の目的の規定や入社条項・対外的禁止条項には、先行する明六社や三田演説会・共存同衆・嚶鳴社の社則との用語や意識の共通性が色濃くみられることから、交詢社もそれら先例に学ぶとともに、欧米の政治制度なども参考にしたり批判したりしつつ、独自の性格を加味し、規則を練り上げたと想像できるのである。このようにみてくると、交詢社は構成員からも性格からも、東京の知識人民権結社と様々に関係し、またその影響を受けた結社であったといえよう。

三　交詢社における民権論――『交詢雑誌』の国会議員選挙論――

自由民権運動において、国会議員の選挙問題については、立憲改進党系では一八七八（明治一一）年に小野梓が細川潤次郎に上呈した「国憲論綱」（稿本）[10]、およびその改作である大著『国憲汎論』（八二～八五年）[11]、自

由党系では中江兆民の『選挙人目ざまし』（九〇年）[12]が取り上げている。とくに小野の選挙制度の議論は精緻なものがある。

当時の国会論が当面の華々しい国会開設要求論や一院制か二院制かという大きな形態論を中心に展開されていたため、比較的地味でしかも欧米の制度的知識が必須な選挙制度の論議は小野や兆民以外ではほとんど扱われていないかのようにみえる。しかし、八〇年の『交詢雑誌』誌面の政治的言説を検討すると、中央・地域の交詢社員にとって、この年国会議員選挙法が大きなテーマとなっていたことが明らかになってくる。従来交詢社の民権論としては「私擬憲法案」に多くの関心が寄せられてきたが、草創期の『交詢雑誌』にはそれ以外にも民権的論説が少なからず発表されていたことに注目したい。なかでも、この国会議員選挙論こそは最も数が多く、また特色ある議論といっても過言ではない。そこで、ここでは交詢社の民権思想を代表させる形でこの国会議員選挙論に光をあてたい。

さて、八〇年三月五日発行の『交詢雑誌』第四号の「雑記」欄は、神戸の鹿島秀麿・白川敏儒・安倍誠五郎から「東京社員に質疑の件あり」として、五ヵ条の質疑がなされたことを報じた。五ヵ条とは、第一から第三条が国税と地方税に関し、第四条が府県会議員の選挙法に関するもので、最後の第五条が「国会議員ヲ選挙スルニハ如何ナル選挙法ヲ可トスル乎」というものであった。同欄に、上京中の安倍を催主に社則第五条第八節の規定に沿って質疑を主題に「演説ノ私会」を開くという予告がなされ、三月一二日付『郵便報知新聞』「告知」欄は、「交詢社員へ広告ス」と題して、安倍誠五郎代理小幡篤次郎が催主の矢野文雄・津田純一・鎌田栄吉らによる「演説」会開催を広告し、三月一四日、芝青松寺にて約四〇〇人の傍聴人を集めて実施された（『郵便報知新聞』三月一六日付府下雑報）。そして、当日の演説の多くは『交詢雑誌』に発表されていった。

もちろん、鹿島らの質疑は全体としては地方自治の問題が中心であり、奥村弘氏は鹿島らが二月の第三回地方官会議を意識し、また前年の兵庫県議会での地方税問題が第一から第三条の背景にあったことを指摘されている。[13] ただし第五条に関しては、鹿島と白川は同年二月一七日に民権派政論新聞『神戸新報』を発行するなど、神戸の民権運動の一中心に位置する人物たちであり、また鹿島と安部は翌八一年七月の兵庫県憲法講習会による私擬憲法「国憲私考」起草にあたって修正に関与する[14]など、三人は揃って少壮民権家でもあったから、第五条は明らかに民権運動からの関心によるものと考えてよいであろう。

しかし、この国会議員選挙法の問題は、交詢社においては地域からのみ起こされたものではない。なぜなら前章で触れたように、七九年の交詢社の副規則起草にあたり、阿部泰蔵らが「西洋諸国ノ代議政治」における選挙制度の弊害を論じていたことが、その「交詢社役員選挙法ノ解」から想像されるからで、しかもこの阿部の論説自体、鹿島らの質疑よりも早く『交詢雑誌』に掲載されていたからである。阿部は三田演説会などに参加する民権家でもあった（表一参照）。以下、阿部を含めた『交詢雑誌』の諸論説から、交詢社の国会議員選挙論を検討してみよう。

まず、阿部泰蔵が『交詢雑誌』第二号（八〇年二月一五日付）に発表した「交詢社役員選挙法ノ解」である。阿部は「西洋諸国ノ代議政治」は「選挙法ノ当ヲ得サル」ために「未タ善美ヲ尽サ、ルモノ」であるとみる。すなわち、西洋諸国の選挙法は「選挙人各々選任スヘキ代議人ノ全数ヲ選挙シ過半数ノ投票ヲ得タル者ヲ以テ中選人（当選人―筆者注）トス」る法のため、政党制において「寡党（少数政党―筆者注）ハ常ニ衆党（多数政党―筆者注）ノ為メニ制セラレテ政権ニ参与スルヲ得ス」という畏るべき「衆説（多数意見―筆者注）ノ圧制」が生じ、「代議政治ノ旨趣ニ反スル甚タシ」き有様であるという。

そこで阿部は二つの改正案を提示する。まず「甲策」は、「二名以上ノ代議人ヲ選挙スルトキハ選挙人ヲシテ各一名ヲ投票セシム」るというもので、次に「乙策」は代議人が一〇名で選挙人が一千人の場合、代議人数で選挙人数を割って百票を当選に必要な票数とみなし、選挙人は「最モ代議人ノ任ニ適セリト思惟スル被選人ヲ一番」となし、「一番ノ投票百ヲ得タル者代議人ノ数ニ充タサレハ二番三番ノ投票ヲ得タル者ヲ以テ之ヲ補フ」というものであり、これらの改正により各党が代議人を出せるようになって、「代議政治ノ真旨ニ合フ」と主張した。

しかし阿部は、交詢社の場合は通常の選挙では商業や工業など同じ職種の「識ル所ノ人」を選挙して、「知識交換世務諮詢ノ道壅塞スルノ弊」がないとも限らず、また甲策は名望ある社員に票が集中したり、乙策は「頗フル煩苛」の恐れがあるため、別に「一新法」を立て、「各社員選任スヘキ役員ノ半数ヲ選挙シ縦令ヒ常議員一方ニ偏スルトモ半数ニ過クルヲ得サラシメタル」良策としたと誇った。

このような阿部の選挙法の理解は、文部省時代の七四年に米国憲法や政体に関する翻訳を行ったり[15]、七六年に文部大輔田中不二麿に随行して米国の諸制度を視察した体験[16]などに基づくものであったとみられる。また阿部は八一年四月発表の「私擬憲法案」起草にも関与していく[17]ことから、憲法案の一角を占める選挙法に早くから関心を抱いていた可能性がある。いづれにせよ、交詢社の社則問題をテーマとしつつ、欧米の代議政治の問題点を選挙制度から批判し方向性を示した点は、国会開設後までをにらんだ着実な民権論として注目に値する。ただし、「私擬憲法案」には、こうした意見が反映された形跡はない。

なお阿部の関心は、こうした下院の選挙法のみならず、上院の選挙法にも注がれ、やや遅れて『交詢雑誌』第二七号（八〇年一〇月二五日付）に「上議院論」を発表している。阿部は、英国の貴族院や米国の元老院は

「我国ノ現状ニ適セサル者」と斥ける。なぜなら、貴族が世襲する上院は「久シカラスシテ委靡不振ニ至ルハ必定」であり、一方米国の元老院は諸州均衡のための特別な制度であるという。そこで、日本においては下院の議員の政治的経験が乏しいという「短所ヲ補フ」ために上院を立て、「才智経験ニ富ムノ士」を得るため、各府県会で選んだ議員にさらに「退職シタル勅任官」を加えることを提案した。

こうした阿部の意見は、交詢社「私擬憲法案」の起草と連動していた可能性もある。実際に私擬憲法案にも元老院に「嘗テ重要ノ官ニ在リシ者」を選ぶという似通った内容の条文（第三章第二〇条）がみえる。[18] しかし、類似した表現は元老院起草の「日本国憲按」などにも早くからみられるものであるから、阿部の主張による採用かは断定は難しい。

さて、鹿島らの質疑に答える演説に移る。最初に発表されたのが津田純一による『交詢雑誌』第八号（八〇年四月一五日付）の「在神戸社員国会議員選挙法ノ問ニ答フル演説」である。津田は主に教育畑で活躍し、三田演説会などで活動した民権家でもあった（表一参照）。津田は「諸大家ノ論述シタル選挙法」を三つ挙げている。その「第一法」は、各選挙者は「選挙スヘキ議員ノ全数ヲ投票セシメス」、議員三名ならば二名に投票させるというものである。「第二法」は選挙者が「二票或ハ数票ヲ一名ノ被選者ニ投スルヲ許ルス」というものである。最後に「第三法」は、選挙者が「最モ議員ノ任ニ適セリト思考スル被選者ヲ一番」となし、代議人数で選挙人数を割って「中選票数」とみなし、「一番ノ中選票数ヲ得タル者議員ノ全数ニ満タザレハ二番三番ノ中選票数ヲ得タル者ヲ以テ之ヲ補フ」というもので、「一区内ニ於テ少数ノ政党モ他区ノ少数政党ト其投票ヲ合計シテ議員ヲ出スヲ得」る「公平ノ良法」として、「最モ適宜ナル」選挙法であると結論づけた。

ちなみに、この津田の第一法は、前掲の阿部のいう欧米現行の選挙法である。第三法は阿部の乙案と同じも

ので、多少の用語の違いこそあれ、ほぼ同文の箇所すらある。阿部が代議政治としては少数政党が議席を得られる乙案を推奨したのと同様に、津田も同じ理由から第三法を推している。津田の特色は、阿部が改正案を二案提出したのに対し三案を提出したという点であろう。

次に発表されたのが、鎌田栄吉による『交詢雑誌』第一六号（同年七月五日付）の「国会議員撰挙法（神戸社員ノ問ニ答フ）」および第一八号（同年七月二五日付）の「国会議員撰挙法（第十六号ノ続キ）」である。鎌田は当時慶應義塾教員であり、のちに塾長、交詢社幹事・初代理事長、文相・貴族院議員も務めるが、三田演説会を始めとする慶應系の結社で活動した民権家でもあった（表一参照）。鎌田は、「代議政体ハ天下ノ公論ヲ以テ天下ヲ統治スル所」であり、「広ク人民ニ政権ヲ付与シ闔国（全国―筆者注）ノ智徳ヲ集合」する人民主権説を唱える。そして、代議政体を論ずるには「代議士撰挙法ヨリ重要ナルハナキ」と主張し、選挙法に普通選挙と有限（制限）選挙があることを紹介して「制限ハ皆我国ニ実施ス可ラサルコト明ナリ」と普通選挙を主張する。鎌田は普通選挙こそ「善法」であり「方今ノ良法」と説く。しかし、「方今人民ノ知識未タ進マス往々政権ヲ誤用スルノ弊」が避けられないため、普通選挙に複選法を併せて用いることを提唱した。鎌田は「国中ノ男戸主満二十一歳以上ノ者ハ悉皆撰挙権ト被撰挙権ヲ併有」せしめ、郡区を人民が国会議員選挙者を選挙する普通選挙の区域、府県を国会議員選挙者が国会議員を選挙する複選制の区域とし、「普通撰挙ヲ目的トシ暫ク復撰法ヲ設テ其大成ヲ待ツ」と譲歩した。この複選制の提唱は鎌田の大きな特色の一つであった。なお、鎌田は女性の参政権については、西洋でも「僅ニ学者ノ議論ニ過キス」とのべ、「我国ノ風俗習慣」や「男女智愚ノ懸隔」という理由からも権利を付与しないと斥けている。

次いで鎌田は、代議士の選挙法に論を進める。「現今西洋諸国ノ撰挙法」によれば「撰挙人各其撰挙スヘキ

人員ノ全数ヲ投票シ過半数ノ投票ヲ得タルモノヲ当撰者トナセ」る法のため、政党制において「寡党ハ常ニ衆党ノ為ニ抑制」されて、「其実政事ニ干渉スルヲ得ス」とのべる。しかし、日本においても将来「党派ヲ樹ツルハ到底免カレサル所」であるとみて、「衆党専制ヲ防ク」ための五つの案を提示する。「其一」は、選挙人は「代議士一名ヲ限リ投票セシム」というものである。「其二」は、選挙人は「代議士三名アルトキハ其二名ヲ投票セシム」というものである。「其三」は、選挙人は「代議士三名アルトキハ三個ノ投票ヲ一名ニ併与」したり、「一個ツ、三名ニ分与スルノ自由ヲ許ス」というものである。「其四」は、四政党あれば「四種ノ表」を作成し、各党候補を記したその表毎に選挙人に投票させて、代議人数で選挙人数を割って「各党人員ニ応シテ代議士ヲ出ス」、という比例代表制である。最後に「其五」は、代議人数で選挙人数を割って「中撰ノ定数」となし、「代議士タルニ最良ノ人物ト思考スル所ノ人名ヲ一番」に記し、「次ニ二番三番ト其好択ノ順ヲ以テ数名ヲ列記」して、一番の投票で定数に満たない場合は二番三番と順次定数を得た者を挙げるというものであった。

そして鎌田は、第一策から第四策までは現行選挙法に勝る「善良ノ法」であり、第五策は「公平ノ尤モ公平ナルモノ」と推奨し、「各党尽ク代議士ヲ出スコトヲ得ル」のみならず、党派に属さない者も政治に参与することができるため、第五策を「最上良法」として「我邦ニ施行スルニ足ルコトヲ信スル」と力説した。そしてまとめとして、普通選挙と複選制を併せたものにこの第五策を加えれば、「撰挙ノ弊害ナル者尽ク去リ以テ代議政体ノ本旨ニ叶フ」と強く主張した。こうした複合的選挙制度の提唱が鎌田のもう一つの大きな特色であった。

さて、鎌田の改正案の其一は、阿部の甲案と同じものである。其二の発想は、阿部らが定めた交詢社副規則の「一新法」と同じものであり、其三の発想は津田の第二法と同じものである。其四はまさに今日の比例代表制であり、鎌田の演説と本論説はおそらくその日本最初の紹介であるとの高い評価もある。[19] そして其五は、阿

部の乙案、津田の第三法と同じもので、阿部・津田の案の酷似と同様に、鎌田案も多少の用語の違いこそあれ、それらとほぼ同文の箇所がある。阿部・津田が代議政治として少数政党が議席を得られるこれらの案を推奨したのと同様に、鎌田も同じ理由を挙げ、さらに無所属候補も当選できる制度として其五を強く推したのである。

以上、鎌田の論説は、欧米の選挙制度を縦横に論じて説得的に日本における採用上の提案をなした、堂々たる民権論であり、阿部や津田よりも多い五案を提出した点が注目される。その比例代表制以外の箇所についても再評価されるに十分であろう。ただし、女性の選挙権の否定は残念な箇所である。

これら阿部・津田・鎌田案には、推奨案やその理由も含めて大きな共通性が確認できる。阿部・津田・鎌田が民権家であったことはすでに触れた。おそらくは津田・鎌田が民権思想に通じていたことが鹿島らの質疑への回答者となった理由であろうが、それにしても質疑の直後に、程度の差こそあれ内容的に重なる、しかしまたそれぞれ個性的でもある演説を行いえたのは、共通のテキストや交詢社での周到な議論の蓄積が前提にあったことを想像させる。

すなわち、国会開設運動が高揚しつつあったこの時期、阿部・津田・鎌田ら交詢社の民権派社員たちは国会開設が近いという当時の民権家に共通した認識におそらくは基づいて、小野梓などと同様にいち早く国会開設後の立憲政治の在り方を構想し、政党政治の最良の方法を模索していたのではないか。それは欧米の制度に通じた交詢社員ならではの関心であり、また期待された役割でもあった。阿部はいち早く副規則の説明に付随させて意見を発表したが、津田・鎌田は地域からの国会議員選挙法の「諮詢」を好機とし、演説の私会や地域との回路である『交詢雑誌』を通じて大きく全国に情報発信したのではないだろうか。

奥村弘氏は、交詢社が集会と雑誌を通して「政治的課題を整序し、それを問題にする集団を形成していく役

割」を果たしたとされる。[20] たしかに、この国会議員選挙法問題は、地域と都市知識人たる交詢社員が交詢社の私会と『交詢雑誌』を通じ、共に政治的課題を明確化していった好例であろう。

ちなみに、この間の八〇年六月二五日付『交詢雑誌』第一五号は、「政党アル諸国ニ於テ各政党其ノ代議士候補ヲ定ムルニハ如何ナル法ヲ用フルヤ」という「問題」を全国に発している。国会議員選挙法問題をより広く喚起しようとした意図からの問いと考えられるが、地域がそれをどのように受けとめたのかは、誌面からは明らかではない。

四　交詢社員と民権派政党

一八八一（明治一四）年一〇月の自由党結成と翌八二年四月の立憲改進党結成は、自由民権運動に初めて全国の運動を主導する、綱領を備えた恒常的運動組織が生まれたという意味から画期的であった。

『交詢雑誌』は、自由・改進両党の結成については何も報じていないが、東京の知識人民権結社と様々な関係をもち、影響を受けた交詢社からも、当然両党に入党する社員が現れた。東京に居住（寄留を含む）した交詢社員中の自由党関係者を示したのが表三、初期立憲改進党関係者を示したのが表四である。

まず自由党員は五人である。そのうち末尾の佐伯剛平・大石正巳は自由党解党後の入社であるから、元自由党員の交詢社員ということになるが、関係する党員を網羅する意味から加えた。両人は『交詢社百年史』が挙げていない党員である。現役というならば三人となる。後藤象二郎を始め、馬場辰猪・林正明、そして大石はいずれも交詢社の常議員にして、自由党の常議員にもなった。最高幹部である後藤が入社しているものの、人

数的にはきわめて少ないといわざるを得ない。馬場たちの国友会は自由党結成に参加しているが、交詢社の馬場以外の国友会員六人（表一参照）はいずれも入党しなかったことになる。

後藤靖氏は、全国的に交詢社員の党員を概観するなかで、立憲改進党員は驚くにあたらないが、多くの有力な自由党員がいることに注目し、「自由党と自由民権運動の検討に対しても大きな問題」であると指摘された。[21] しかし、東京居住者については、後藤は福沢との密接な関係から、また馬場・林は慶應義塾出身であることからの入社が明らかであろう。

表三　東京居住の自由党関係交詢社員

氏名	交詢社 入社	交詢社 退社	交詢社 役員	自由党 入党	自由党 脱党	自由党 役員	職業
後藤象二郎	八〇年		常議員八二年～	八一年一〇月		常議員八一年一〇月	法律学士
馬場辰猪	〃		常議員八〇年～	〃	八二年九月	常議員八一年～八二年	共同社々長
林　正明	〃	八二年六月	常議員八〇年～八一年	〃		幹事八一年	代言人
佐伯剛平	八五年一月			〃		幹事八一年	
大石正巳	八五年六月			〃	八二年九月	常議員八二年	

注　後藤靖「自由民権期の交詢社名簿」を『自由党員名簿』（明治史料研究連絡会、一九五五）と対照。ほか『自由党史』中、『交詢社百年史』を参照。
なお、佐伯・大石は自由党解党後の入社。

表四　東京居住の初期立憲改進党関係交詢社員

氏名	交詢社 入社	交詢社 退社	交詢社 役員	立憲改進党 入党	立憲改進党 脱党	立憲改進党 役員	職業
大隈重信	八二年三月		常議員八二年～	八二年	八四年一二月	総理八二年～八四年	
小野　梓	八〇年		常議員八〇年～	〃		掌事八二年～八四年	会計検査院検査官
犬養　毅	〃		常議員八二年～	〃			報知社員
藤田茂吉	〃		常議員八〇年～	〃		事務委員八四年～	報知社主幹
森下岩楠	〃		常議員八一年～	〃			時事新報社員
矢野文雄	〃		常議員八〇年～	〃			報知新聞社主
箕浦勝人	〃		常議員八〇年～八一年、八二年～	〃		事務委員八四年～	報知社員
牛場卓蔵	〃			〃			英学者
枝元長辰	〃			〃			報知社員
奥田直之助	〃			〃			慶応義塾教員
尾崎行雄	〃			〃		事務委員八四年～	
門野幾之進	〃			〃			

金子錦二	〃			八三年		団々社員
多湖徳二郎	〃	八四年八月		八二年		商業
三宅虎太	〃	八一年		〃		著訳者・出版業
沢田俊三	八一年一一月			〃		代言人
竹村良貞	八二年一月			〃		英学者
南摩昇次郎	八二年三月			〃		
久代孝次郎	八二年四月	八三年一〇月		〃		
成島柳北	八〇年	八〇年一二月		〃		英学者
益田克徳	八〇年	八一年		〃		朝野新聞社長 東京海上保険支配人
本多孫四郎	〃			〃		政談社員

注　後藤靖「自由民権期の交詢社名簿」および『交詢雑誌』雑記欄を「立憲改進党員名簿」（『明治文化全集』二、一九二八）、「立憲改進党員姓名」「立憲改進党加盟人員」（『東京横浜毎日新聞』）と対照。ほか『交詢社百年史』等を参照。
なお、成島・益田・本多は交詢社退社後の入党。

次に立憲改進党であるが、二三人に上る。そのうち末尾の成島柳北・益田克徳・本多孫四郎の三人は交詢社退社後の入党であるから、元交詢社員の改進党員ということになるが、これも関係する党員を網羅する意味から加えた。この三人は『交詢社百年史』が挙げていない党員である。現役というならば一九人となる。なお、金子錦二・三宅虎太・沢田俊三は『交詢社百年史』が洩らした党員である。

交詢社常議員からは総理の大隈と、結党時の党のすべての文書の基礎を作った[22]、役員である掌事の小野梓が入党しており、また大隈らの脱党による党分裂後の集団指導体制下では、藤田茂吉・箕浦勝人・尾崎行雄といっ

た交詢社常議員が党役員である事務委員に就いた。交詢社と改進党の人的関係は緊密なものがあった、といえよう。職業的には、『郵便報知新聞』・『時事新報』といった慶應系新聞のジャーナリストが中心であったことが判る。

以上、東京に居住した交詢社の民権派政党員としては、自由党は後藤など最高幹部がいたものの人数はきわめて少なかった。一方、立憲改進党員は人数も圧倒的に多く、しかも総理や掌事といった要職を交詢社員が占めた。この改進党との関係は特筆されてよいであろう。

おわりに

交詢社は、常議員などの有力社員に三田演説会を始め東京の多くの民権結社員を抱え、また交詢社社則にはそうした結社の社則から入社条項などを学んで模倣・継承した点がみてとれた。思想面では、民権論として鎌田栄吉らによる国会議員選挙法が特徴的で、優れた内容であった。この議論の過程からは、地域と交詢社が力を併せて民権の課題に取り組んだことが分かる。やがて民権派政党が結成されると、立憲改進党を中心に有力社員が入党し、改進党では総理までもが社員であった。

このように、交詢社と自由民権運動の関係について、基礎的な問題のいくつかについて明らかにした。冒頭で交詢社を政治を内包する社交クラブ、と位置づけたが、その含意の一端は示せたかと思う。しかし史料面では交詢社の組織的史料が失われている現在、『交詢雑誌』に頼る検討には限界があるといってよい。また、後藤靖氏による労作の「交詢社名簿」にもなお洩れがあることを検討過程で見出した。枠組みとしても、一八八

○（明治一三）年から八二年の東京での局限された動きからでは、地域と東京の間のダイナミックな「諮詢」の実態とその変化がとらえられなかったきらいがある。

今後本論を発展させるだけでも、数量的作業としては、東京の百数十社に上る民権結社を始め全国の結社中の交詢社員、また全国の自由・改進党員や近畿地方の立憲政党、九州地方の九州改進党といった地方政党中の社員、さらには立憲帝政党といった政府系政党の社員までも明らかにする必要がある。思想的には今回分析対象としなかった諸論説の検討や「私擬憲法案」の再考を含めて全体像を明らかにする必要がある。活動面では、『交詢雑誌』と大会・小会そして私会などを、本社員の活発な地方遊説や地方支社の活動などと連動させて、生き生きとした姿で把握していく必要がある。その他、手つかずの課題も多いが、とくに立憲改進党研究とのリンクは必須となろう。本稿が交詢社研究の重要性を知らしめるための一助ともなれば幸いである。

末筆ながら、慶應義塾福沢研究センター助教授の西沢直子氏から史料状況や最近の研究文献などについてご教示を得た。記して感謝したい。

注

（1）交詢社「副規則」（財団法人交詢社編・刊『交詢社百年史』一九八三年、所収）二九頁。

（2）「交詢社社則」。同前、二六頁。

（3）後藤靖「自由民権期の交詢社について（一）」（『日本史研究』第一三三号、日本史研究会、七三年六月）、および同「自由民権期の交詢社名簿」（『立命館大学人文科学研究所紀要』第二四号、一九七七年四月）。

（4）拙稿「多彩な結社の活動」（江村栄一編『近代日本の軌跡二　自由民権と明治憲法』吉川弘文館、一九九五年）六

七頁。

(5) 鎌田栄吉「自伝を語る」(鎌田栄吉先生伝記及全集刊行会編・刊『鎌田栄吉全集』第一巻、一九三五年)一九六頁。

(6) 拙稿「都市民権結社の誕生と展開のメカニズム—東京の結社から考える—」(『社会科学討究』第四〇巻第三号、早稲田大学社会科学研究所、一九九五年三月)八—一五頁。

(7) 前掲「交詢社社則」二四—二九頁。

(8) 前掲「多彩な結社の活動」七三—七四頁。

(9) 前掲「都市民権結社の誕生と展開のメカニズム—東京の結社から考える—」一〇頁。

(10) 早稲田大学大学史編集所編『小野梓全集』第二巻(早稲田大学出版部、一九七九年)四一三—四一九頁。

(11) 同前、第一巻(一九七八年)二二五—二二七〇頁。

(12) 『中江兆民全集』第一〇巻(岩波書店、一九八三年)七九頁—一二三頁。

(13) 奥村弘「兵庫県における改進党系政治運動の展開過程—兵神交詢支社を中心に—」(神戸市企画調整局編・刊『神戸市史紀要　神戸の歴史』第二〇号、一九九〇年三月)二二五—二二六頁。

(14) 同前、三三頁。

(15) 明治生命保険相互会社編・刊『本邦生命保険創業者　阿部泰蔵伝』(一九七一年)三〇頁。

(16) 同前、三一—五六頁。

(17) 同前、六九—七七頁。

(18) 家永三郎・松永昌三・江村栄一編『新編　明治前期の憲法構想』(福村出版、二〇〇五年)二八二頁。

(19) 野村英一『慶應義塾　三田の政治家たち』(雄山閣、一九九七年)六七—六九頁。

(20) 前掲「兵庫県における改進党系政治運動の展開過程—兵神交詢支社を中心に—」二八頁。

(21) 前掲「自由民権期の交詢社名簿」九頁。

(22) 大日方純夫『自由民権運動と立憲改進党』(早稲田大学出版部、一九九一年)一五九頁。